

前文

第 1 章 総則

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 基本理念

第 4 条 県の責務

第 5 条 県民等の役割

第 6 条 市町の役割

第 7 条 学校等の役割

第 8 条 事業者の役割

第 9 条 医療機関の役割

第 1 0 条 民間支援団体の役割

第 2 章 推進体制の整備

第 1 1 条 推進体制の整備

第 1 2 条 推進計画

第 1 3 条 人材の育成及び支援

第 1 4 条 市町に対する支援

第 3 章 基本的施策

第 1 節 性暴力の予防

第 1 5 条 予防教育等の推進

第 1 6 条 県民の理解促進と気運醸成

第 1 7 条 性暴力の根絶をめざす週間

第 2 節 被害者等への支援

第 1 8 条 総合的な相談体制の整備等

第 1 9 条 早期発見及び早期対応

第 2 0 条 被害者等への支援

第 2 1 条 三重県犯罪被害者等支援条例への委任

第 3 節 性暴力のない社会の構築

第 2 2 条 性暴力の再発防止

第 2 3 条 性暴力のない環境の整備

第 4 章 雑則

第 2 4 条 個人情報の保護

第 2 5 条 財政上の措置

附則

施行期日

第1条 目的

この条例は、性暴力を根絶し、性被害から県民等を守り、性暴力により心身やその尊厳に侵害を受けた者を支援するため、それらに関し、基本理念やその他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにするとともに、法令及び三重県犯罪被害者等支援条例（平成31年三重県条例第3号。以下「支援条例」という。）に定めるもののほか、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条 基本理念

- 1 性暴力は、個人の尊厳を著しく侵害し、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、極めて悪質で許されない行為であることから、これを根絶していかなければならない。
- 2 性暴力の根絶に当たっては、性暴力被害者等を守り、社会全体で支えることを第一とし、性暴力被害者等の意思及び立場を尊重することを基本とするものとする。
- 3 性暴力被害者等への不当な差別、偏見及び誹謗中傷行為を許さない社会の形成に努めるとともに、性暴力被害者等が支援を求める声を上げやすくなるよう、差別や偏見等を払拭し、二次被害の防止に最大限の配慮を行うものとする。
- 4 性暴力被害者等への支援は、県、県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体その他の支援機関が連携し、過去に被害を受けた性暴力被害者等も含め、必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。
- 5 子どもに対する性暴力は、子どもの健全な成長発達に重大な影響を及ぼす極めて重大な人権の侵害であって、子ども自身でこれを回避することは困難であることから、子どもの性被害の防止及び早期発見並びに被害を受けた子どもの迅速な保護等のために、保護者、地域住民及び関係機関が連携協力するものとする。

【大目的】

○県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与

【中目的】

○性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者等を支援

【小目的】

○性暴力の根絶・性暴力被害者等の支援に関する基本理念や基本事項を定める

○県の責務を明らかにする

○施策を総合的かつ計画的に推進する

≪ 1 ≫ 【性暴力の根絶】

○県民の役割に「性暴力をしてはいけない」旨の文言を入れる必要
→「性暴力を根絶していかなければならない」

≪ 2 ≫ 【当事者主体の原則】

○被害者等支援は当事者中心の支援を徹底することが重要
→「性暴力被害者等を守り、社会全体で支える」「性暴力被害者等の意思及び立場を尊重する」

≪ 3 ≫ 【二次被害の防止】

○性暴力被害者等への差別意識や無理解を解消する必要
→「不当な差別、偏見及び誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成」「二次被害の防止に最大限の配慮を行う」

≪ 4 ≫ 【途切れない性暴力被害者等の支援】

○相談者には被害直後の者、過去の被害者、被害者の周囲の人間等、様々な立場を想定するべき
→「過去の被害を受けた性暴力被害者等も含め、迅速かつ的確な支援が途切れることなく提供される」

≪ 5 ≫ 【子どもに対する性暴力への対応】

○子どもは自分自身で性暴力被害から守ることができない
→「子ども自身でこれを回避することは困難」「子どもの性被害の防止及び早期発見並びに被害を受けた子どもの迅速な保護等のために、保護者、地域住民及び関係機関が連携協力する」